

掲示期間 3.31～4.9

農事組合法人に関する事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第46号

農事組合法人に関する事務施行細則の一部を改正する規則

農事組合法人に関する事務施行細則（平成14年新潟市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第72条の13第2項」を「第72条の29第2項」に改める。

第4条中「第72条の16第4項」を「第72条の32第4項」に改める。

第5条第1項中「第72条の17第2項」を「第72条の34第2項」に改め、同条第2項中「第73条第4項において準用する民法（明治29年法律第89号）第83条」を「第72条の44」に改める。

第6条中「第72条の18第3項」を「第72条の35第3項」に改める。

第8条を第10条とする。

第7条中「第73条の12」を「第73条の10（法第80条において準用する場合を含む。）」に改め、「届出」の次に「（出資農事組合法人に係るものに限る。）」を加え、「別記様式第7号」を「別記様式第9号」に改め、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（事業を廃止していない旨の届出）

第7条 法第73条第4項において準用する法第64条の2第1項の事業を廃止していない旨の届出は、別記様式第7号により行うものとする。

（継続の届出）

第8条 法第73条第4項において準用する法第64条の3第3項の規定による継続の届出は、別記様式第8号により行うものとする。

別記様式第1号中「あて先」を「宛先」に、「第72条の13第2項」を「第72条の29第2項」に改める。

別記様式第2号中「あて先」を「宛先」に、「第72条の16第4項」を「第72条の32第4項」に改める。

別記様式第3号中「あて先」を「宛先」に、「第72条の17第2項」を「第72条の34第2項」に、

「4 解散時における財産目録及び貸借対照表（非出資農事組合法人にあつては、財産目録）。事業年度終了の日をもって解散する場合にあつては、農業協同組合法第72条の12の2第1項に規定する書類

5 清算人の住所及び氏名を記載した書面」

「4 清算人の住所及び氏名を記載した書面」に、

「2 解散時における財産目録及び貸借対照表（非出資農事組合法人にあつては、財産目録）

3 破産決定書の謄本

4 清算人の住所及び氏名を記載した書面」

「2 破産手続開始の決定の裁判所の謄本
に、

3 清算人の住所及び氏名を記載した書面」

「3 解散時における財産目録及び貸借対照表（非出資農事組合法人にあつては、財産目録）。事業年度終了の日をもって解散する場合にあつては、農業協同組合法第72条の12の2第1項に規定する書類

4 定款

5 清算人の住所及び氏名を記載した書面」

「3 清算人の住所及び氏名を記載した書面」に、

「3 解散時における財産目録及び貸借対照表（非出資農事組合法人にあつては、財産目録）

4 組合員が3人未満になった日を記載した書面 を

5 解散日現在における組合員の名簿

6 清算人の住所及び氏名を記載した書面 」

「3 組合員が3人未満になった日を記載した書面

4 解散日現在における組合員の名簿 に改め

5 清算人の住所及び氏名を記載した書面 」

る。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号（第5条関係）

農事組合法人清算結了届

年 月 日

(宛先) 新潟市長

農事組合法人の住所

農事組合法人の名称

代表者の氏名

清算人の氏名

農事組合法人の清算が結了したので、農業協同組合法第72条の44の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 財産目録及び貸借対照表（非出資農事組合法人にあつては、財産目録）の承認に係る総会の議事録の謄本
- 2 清算結了に係る登記事項証明書

別記様式第5号中「あて先」を「宛先」に、「第72条の18第3項」を「第72条の35第3項」に、

「6 合併の決議時における合併に係る各農事組合法人の財産目録、貸借対照表及び損益計算書（非出資農事組合法人にあつては、財産目録）

7 合併時における農事組合法人の財産目録及び貸借対照表（非出資農事組合法人にあつては、財産目録）

8 合併後の農事組合法人の定款

9 合併後の農事組合法人の事業計画書

10 農業協同組合法第73条第4項において準用する同法第65条第4項において準用する同法第49条及び第50条の規定による手続を完了したことを証する書類（出資農事組合法人が合併した場合に限る。）

11 合併後の農事組合法人の組合員の資格別数を記載した書面

12 役員の住所、氏名及び資格事項を記載した書面

「6 合併に係る各農事組合法人の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（非出資農事組合法人にあつては、財産目録）

7 合併後の農事組合法人の定款

8 合併後の農事組合法人の事業計画書

9 農業協同組合法第73条第4項において準用する同法第65条第4項に
において準用する同法第49条及び第50条の規定による手続を完了したこ
とを証する書類（出資農事組合法人が合併した場合に限る。）

10 合併後の農事組合法人の組合員の資格別数を記載した書面

11 役員の住所、氏名及び資格事項を記載した書面

る。

別記様式第 6 号を次のように改める。

別記様式第6号（第6条関係）

農事組合法人合併届

年 月 日

(宛先) 新潟市長

設立委員

住 所

氏 名

(設立委員全員連名)

下記のとおり農事組合法人が合併したので、農業協同組合法第72条の35第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 合併前の農事組合法人の名称
- 2 合併により設立された農事組合法人の名称

添付書類

- 1 合併により設立された農事組合法人の登記事項証明書及び合併により解散した農事組合法人の解散に係る登記事項証明書
- 2 合併契約書の写し
- 3 合併に係る各農事組合法人の総会の議事録の謄本
- 4 合併の理由を記載した書面
- 5 合併に至るまでの経過を記載した書面
- 6 合併に係る各農事組合法人の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（非出資農事組合法人にあつては、財産目録）
- 7 合併後の農事組合法人の定款
- 8 合併後の農事組合法人の事業計画書
- 9 農業協同組合法第73条第4項において準用する同法第65条第4項において準用する同法第49条及び第50条の規定による手続を完了したことを証する書類（出資農事組合法人が合併した場合に限る。）
- 10 合併により設立された農事組合法人の組合員の資格別数を記載した書面
- 11 合併により設立された農事組合法人の役員の住所、氏名及び資格事項を記載した書
- 12 面農業協同組合法第73条第4項において読み替えて準用する同法第66条第1項の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会議事録の謄本
- 13 その他必要な事項を記載した書類

別記様式第7号中「第7条」を「第9条」に、「あて先」を「宛先」に、「第73条の12」を「第73条の10（同法第80条において準用する場合を含む。）」に、

「4 組織変更計画書

5 組織変更時における財産目録及び貸借対照表（事業年度終了の日をもって組織変更をする場合にあつては、農業協同組合法第72条の12の2を第1項に規定する書類）

6 組織変更後の会社の定款」

「4 組織変更契約書」に改め、

同様式を別記様式第9号とし、同様式の前に次の2様式を加える。

別記様式第7号（第7条関係）

事業を廃止していない旨の届

年 月 日

（宛先）新潟市長

農事組合法人の住所
農事組合法人の名称
代表者の住所
代表者の氏名
代理人の住所
代理人の氏名

事業を廃止していないので、農業協同組合法第73条第4項において準用する法第64条の2第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

代理人によって届出をする場合にあっては、その権限を証する書面

別記様式第8号（第8条関係）

解散農事組合法人継続届

年 月 日

（宛先）新潟市長

農事組合法人の住所
農事組合法人の名称
代表者の氏名

解散した農事組合法人を継続することとしたので、農業協同組合法第73条第4項において準用する法第64条の2第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

添付書類

- 1 継続を決議した総会（総代会）の議事録の謄本
- 2 継続の登記に係る登記事項証明書
- 3 解散及び継続の理由を記載した書面

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。